



平成31年度 町立小・中学校臨時職員登録者 募集

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線245)

須恵町教育委員会では、平成31年度 町立小・中学校臨時職員登録者を募集します。臨時職員の補充が必要になったときは、選考の上、登録者の中から採用します。募集職種などは下表のとおりです。

募集職種	特別支援学級付添員	少人数指導・学級サポート	通級指導教員	特別支援教育対応講師
業務内容	小中学校 特別支援学級 児童生徒の付添	1学級38人以上となる 学年の学習指導補助	通級指導教室での児童 生徒の学習指導	小中学校 特別支援学級 学習指導補助
賃金	6,400円/日	10,000円/日		
勤務形態	配属された小・中学校の勤務時間による 原則として学校がある日のみ(年間勤務日数 220日以内(有給休暇含む)) 春休み・夏休み・冬休みは原則として勤務はありません。			
登録資格	高校卒業程度の学力を 有し、特別支援教育への理解があること	教員免許(小学校もしくは中学校)を有する人 ※教員免許更新講習を修了していること(対象者のみ)		
加入保険など	社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)・交通費(町規定による)			
提出書類	須恵町臨時職員 登録申請書 (履歴書)	須恵町臨時職員登録申請書(履歴書) 保有する教員免許状の写しもしくは 更新講習修了確認証明書の写し		

・登録者全員が雇用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
・平成30年度登録者のうち平成31年度も引き続き登録を希望する場合は、新たに登録が必要です。



平成31年度 臨時・パート職員(保育士・幼稚園教諭・栄養士・調理員) 募集

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線271)

次のとおり、町立保育園・幼稚園・認定こども園で勤務していただける人を募集しています。

【保育士】	【栄養士】
▶ 身分 臨時保育士(常勤・担任)(月22日程度勤務) パート保育士(月14日程度勤務)	▶ 身分 臨時栄養士(常勤)(月21日程度勤務)
▶ 要件 保育士資格を有する人 ※パート保育士は、資格の有無を問いません。	▶ 要件 栄養士資格を有する人
▶ 賃金 臨時保育士(担任) 日給 8,600円 臨時保育士(常勤) 日給 8,200円 パート保育士 時給 900円(有資格者) 820円(無資格者)	▶ 賃金 日給 7,100円
【幼稚園教諭】	【調理員】
▶ 身分 パート幼稚園教諭(月21日程度勤務)	▶ 身分 臨時調理員(常勤)(月22日程度勤務) パート調理員(月14日程度勤務)
▶ 要件 資格の有無は問わない	▶ 要件 調理師免許を有する人 ※パート調理員は、調理師免許の有無を 問いません。
▶ 賃金 パート幼稚園教諭 時給 900円(有資格者) 820円(無資格者)	▶ 賃金 臨時調理員 日給 6,500円 パート調理員 時給 820円

※上記賃金は改正予定あり

申し込みの際の注意点

- ▶ **年齢制限** 昭和34年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人
- ▶ **提出書類** 須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書、該当する職種の資格証(免許証)の写し(持っている人のみ)
- ※保育士資格を有する人で幼稚園教諭免許状を持っている場合は、あわせて提出をお願いします。
- ▶ **提出先** 子ども教育課

詳しくは、コチラ→



漏水調査を行なっています

☎ 上下水道課 ☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線235)

平成31年3月末まで、町内全域で水道管の漏水調査を行なっています。

調査は、町が委託した次の業者が行い、調査員は身分証を携帯しています。調査は宅内に入り、水道メーターボックスを開けて行います。

ご理解とご協力をお願いいたします。

- 調査委託業者 株式会社コスモリサーチ



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線115)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶ **日時** 2月25日(月)
70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～

▶ **場所** 保健センター2階

▶ **対象者**

70歳到達予定者のための医療制度説明会

(国民健康保険加入者のみ)

昭和24年2月2日～昭和24年3月1日生まれの人

後期高齢者医療説明会

昭和19年3月1日～昭和19年3月31日生まれの人



国民年金は前納するとお得です！ 前納割引制度の申し込みは2月末まで！

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

国民年金の保険料をまとめて前払いすると、保険料が割り引きされます。前納の支払方法は、口座振替、クレジットカード納付または納付書の中から選ぶことができます。前納制度の申し込みは毎年2月末までです。お早めにお手続きください。

▶ 注意点

・口座振替の場合

① 前納保険料の振替日は4月末(6か月前納の場合は4月末と10月末)であるため、前月分の保険料と同時に振替となります。

(例)初めて1年前納を申し込んだ場合

1年前納納付額と平成31年3月分(16,340円)が4月30日に引き落とされます。

② 残高不足で口座からの振替ができなかった場合は、次の振替日(2年前納、1年前納の場合は翌年4月末)までの間、通常の翌月末振替(割引なし)になります。

・クレジットカード前納の場合

振替日にクレジットカード会社が立替納付します。

申込期限 2月28日(木)まで

※6か月前納は2月末までと8月末までの年2回申し込みができます。

▶ 申し込みに必要なもの・申込先

	申し込みに必要なもの	申込先
口座振替	預金通帳、口座の届出印、年金手帳	住民課国民年金係、東福岡年金事務所口座をお持ちの金融機関
クレジットカード納付	クレジットカード、年金手帳	住民課国民年金係、東福岡年金事務所
納付書	年金手帳	住民課国民年金係、東福岡年金事務所

申請書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150313-03.html>

☎ 東福岡年金事務所 国民年金課 ☎ 651-7967(代表)